

函館市監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、「準公金の管理について」を対象として、行政監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

なお、この監査については、渡辺宏身監査委員、植松直監査委員、福島恭二前監査委員および佐古一夫前監査委員が監査を行ったものである。

平成25年5月31日

函館市監査委員 渡 辺 宏 身

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 北 原 善 通

函館市監査委員 茂 木 修

平成24年度 行政監査結果報告書

1 監査のテーマ

準公金の管理について

2 監査の目的

函館市においては、職員が、職務に専念する義務の免除を受け、公益団体等が所有する公金以外の現金等、いわゆる準公金の管理をしている実態が見受けられる。

当該準公金については、公金ではないことから、地方自治法および函館市会計規則の適用が無く、監査委員の財務監査（財政援助団体等監査を除く）や会計管理者の審査の対象外となっている。

しかし、近年、全国の地方自治体において、盗難、紛失等の事件、事故が多発しているため、準公金に係わる適正な事務の執行および事件・事故の未然防止に資することを目的とし、行政監査として実施したものである。

3 監査の対象および調査方法

（1）監査対象

調査時点において、公益団体など各種団体の事務局が本市に置かれ、職務の関係上、職員が当該事務局の現金等（現金、預貯金および有価証券をいう。）を管理し、会計事務を所管している全部局を対象とした。

ただし、職務とは関係のない職員親睦会など任意で会計を担当しているものは、対象外とした。

（2）調査方法

監査対象部局に対し行政監査調査票の提出を求め、監査に必要な関係資料等による書類審査および現金、預金通帳、印鑑の保管場所の現地調査を実施するとともに、関係職員からの事情聴取を行った。

4 監査の着眼点

- ・ 現金、預金通帳、印鑑の保管および取扱いは、適正か。
- ・ 入金および出金等の事務処理において、組織的に相互確認のシス

テムが確立されているか。

- ・ 会計事務に関する規程等が整備されているか。
- ・ 金銭出納簿は備え付けているか、またその記帳は適正か。
- ・ 入金における領収書控え，出金における納品書，請求書，領収書が適正に保管されているか。

5 監査の実施期間

平成24年7月4日～平成25年3月26日

6 監査の結果

(1) 準公金の取扱状況について

準公金を取り扱っているのは，24部，46課であり，それぞれが取り扱っている団体の合計は，84団体であった。

(別表－所属別取扱団体一覧参照)

(2) 団体の代表者について

団体の代表者に市職員が就任している団体は，33団体で全体の約4割を占め，そのうち市長が代表者に就任している団体は，19団体であった。

区 分	市 職 員					その他	計
	市 長	副 市 長	部 長	課 長	小 計		
団 体 数	19	1	10	3	33	51	84
構成比%	22.6	1.2	11.9	3.6	39.3	60.7	100.0

(3) 規約等の整備について

団体設立に当たって根拠となる規約や会則については，84団体中，82団体で整備されていた。

準公金の管理については，基本的には，その団体において当該団体自らが事務を執るべきであるが，各団体の財政基盤などから，事務員確保が困難なこと，また，市政の施策推進上，市として一定の関与が必要とされる事由により，市職員が携わっている状況にある。

市職員が団体事務に携わる場合は，規約や会則等を整備し，その根拠を明らかにしておく必要があると思料されることから，未整備の団体については，早期に整備されるよう要望する。

(4) 事務局職員数について

団体の事務局職員数は、2人から4人が59団体で、全体の約7割を占めているが、そのうち3人が最も多かった。(41団体)

区 分	事 務 局 職 員 数					
	1人	2人	3人	4人	5人以上	計
団 体 数	0	9	41	9	25	84
構 成 比 %	0.0	10.7	48.8	10.7	29.8	100.0

※ 当該団体のプロパー職員も含む

(5) 団体の予算規模について

平成24年度における団体の予算規模は、50万円以下の団体が27団体(32.1%)、100万円超から200万円以下の団体が17団体(20.2%)、50万円超から100万円以下の団体が15団体(17.9%)となっており、全体の約7割の59団体が200万円以下の予算規模であった。

区 分	団体数	構成比%
50万円以下	27	32.1
50万円超 ~ 100万円	15	17.9
100万円超 ~ 200万円	17	20.2
200万円超 ~ 300万円	6	7.1
300万円超 ~ 400万円	1	1.2
400万円超 ~ 500万円	1	1.2
500万円超 ~ 600万円	1	1.2
600万円超 ~ 700万円	2	2.4
700万円超 ~ 800万円	2	2.4
800万円超 ~ 900万円	0	0.0
900万円超 ~ 1,000万円	0	0.0
1,000万円超	12	14.3
合計	84	100.0

(6) 金銭出納簿の整備について

84団体全ての団体で整備されていた。

金銭出納簿は、収支の状況や金銭の用途を明らかにするものであり、預金通帳と整合を図るべきものであるが、一部において、年度区分が不適切なものや、通帳と一致しないもの等、記載が適切でないものがあった。

今後は、適正な事務の執行に留意されたい。

(7) 収入・支出決裁書の整備について

84 団体全ての団体で収入および支出に関する調書等を作成し、上司の決裁を受けた上で処理しており、組織的に相互確認のシステムが確立されていた。

一部の団体において、口頭での上司の了解を経た後の立替払いがあった。

立替払いは、即応性が有り安易な手法ではあるが、立替払いをした証拠となる領収書を紛失すれば、救済不能になることや、ともすれば私金との区別が不明確となり、不正な取扱いをしているとの不本意な誤解を生じかねない。

したがって、支出予定金額を事前に資金前渡で用意をし、支払いをした後に残金があれば速やかに精算する、公金に準じた事務取扱いを行うべきである。

(8) 現金、預金通帳、印鑑等の管理について

現金の保管については、各団体とも基本的には即日処理で通帳管理をしており、時間帯により金融機関への入金が困難な場合など、金庫での保管は、一時的で希なケースであった。

なお、現金を金庫にて長期間保管している団体が2団体あった。

現金の長期保管は、事故防止、防犯上も好ましくないことから、預金し、通帳管理に改めるべきであると思料される。

預金通帳、印鑑の管理については、全ての団体で施錠できる場所で別々に保管されており、適正に管理されていた。

また、現金、預金通帳、印鑑それぞれの保管場所の鍵の管理も、ほとんどが管理職員を含めた複数の職員で分担して管理していたが、一部の団体において、管理職員等が1人で全ての鍵を管理しているケースが見受けられた。

防犯上の観点から、管理職員を含めた複数の者が分担して管理すべきと思料される。

なお、預金通帳の届け出印に副印を設定することにより、出金時に、より厳正な事務処理を行っている団体も見受けられたことは、

大変望ましいことである。

また、一部において、キャッシュカードを作成している団体が、見受けられた。

キャッシュカードは、急な出費を必要とする際は、これに直ちに
対応できるというメリットがあるが、反面、その便利さが、不正や
事故に直結する恐れがあることから、その使用に当たっては、極力
緊急時に限定し、管理は管理職員が担当するなど、厳重な管理運用
が望まれる。

(9) 領収書等の保管について

各団体とも、入金における領収書控え、出金における納品書、請
求書、領収書等が適正に保管されていた。

(10) 預金通帳、金銭出納簿等の確認について

ほとんどの団体では、月に一度、定期的に預金通帳、金銭出納簿、
入金伝票綴りおよび出金伝票綴りを供覧し、上司等の確認を受けて
いた。

しかしながら、金銭の動きの少ない団体の一部において、四半期
や半期に一度の確認となっているものが見受けられたことから、今
後は、金額の多寡や入出金の頻度に拘わらず、事故等の未然防止、
早期発見、早期対応の観点から、月に一度は確認すべきと思料され
る。

(11) 監査機能の整備について

ほとんどの団体において、役員が監査を実施し、総会で監査報告
をしていたが、一部において、事務局が会議で収支報告をし、承認
を得るのみで、監査機能を有していない団体もあった。

団体の適正な管理運営のためには、監査機能は必要と思料される
ことから、役員が定期的に監査を実施する体制整備が望まれる。

(12) 事務手続規程（事務処理マニュアル）の整備について

17団体が作成されていたが、67団体が未作成だった。

事務処理マニュアルは、実際の事務処理の流れを明確にし、適切
な運用を図る上で必要不可欠と考えられる。

また、職員の人事異動の際にも後任の職員が戸惑うことがないよう、さらには、職員間で事務手続の改善や再確認をするためにも作成すべきと思料されることから、未整備の団体については、早期に整備されるよう要望する。

7 まとめ

全国の地方自治体においては、準公金の紛失や盗難などの事件、事故が多発しており、その際、関係職員は、公金同様に懲戒免職等の重い処分を受けている実態にある。

このような状況を踏まえ、今回の監査では、特に現金、預金通帳、印鑑の保管が適切に行われているかについて重点を置き、保管場所等の実地調査により実施したものである。

準公金は、行政を補完する、行政の活動を支える、公益性の強い、様々な領域にわたる有用な財源であり、その有意性ゆえに関係する市職員が現金等を管理し、会計事務を所管しているものである。

また、市民目線からは、公金か準公金かの違いはないことから、準公金を取り扱う際には、公金同様に厳格な取扱いに留意すべきである。

調査の結果、全体的には、概ね適正に処理されていたが、一部の団体において、会計事務や鍵の管理等で不適切な取扱いが見受けられたところであり、今後は、個別事項ごとに述べた点を速やかに改善し、適正な事務の執行、管理運用に努められたい。

また、現状では、準公金の取扱いに関して、統一的な基準等がなく、所管部局の裁量に委ねられている。

こうしたことから、統括部署である総務部において、統一的な基準の策定や実地検証を実施するなど、内部統制、内部牽制が充分機能し、事故等が発生しない基盤を確立するよう要望するものである。

別表 所属別取扱団体一覧

	部局名	課名	取扱団体名
1	企画部	企画管理課	キャンパス・コンソーシアム函館
2	総務部	職員厚生課	函館市役所職員厚生会
3	財務部	管理課	函館市土地開発公社
4	競輪事業部	事業課	サテライト男鹿協議会
5	市民部	市民・男女共同参画課	函館市民憲章推進協議会
6			はこだて男女共同参画フォーラム実行委員会
7		戸籍住民課	函館地方法務局管内戸籍事務連合協議会
8		交通安全課	渡島管内交通安全指導員連絡協議会
9			函館市安全都市推進委員会
10			函館市交通安全推進委員会
11	保健福祉部	地域福祉課	日本赤十字社北海道支部函館市地区
12			日本赤十字社函館市有功会
13			函館市赤十字奉仕団
14		高齢福祉課	道南認知症懇話会
15		障がい保健福祉課	函館地方精神保健協会
16		地域保健課	函館市献血推進協議会
17	子ども未来部	子育て支援課	函館市女性保護の会
18	環境部	環境推進課	函館の街をきれいにする市民運動協議会
19			環境フェスティバル実行委員会
20	経済部	経済企画課	産学連携「クリエイティブネットワーク」
21		工業振興課	スーパーマーケット・トレードショー出展事業実行委員会
22		労働課	はこだて雇用創造推進協議会
23	函館季節労働者通年雇用促進支援協議会		
24	観光コンベンション部	参事	はこだてフィルムコミッション
25		ブランド推進課	青函観光宣伝協議会
26			函館市海外観光客誘致促進協議会
27	農林水産部	農務課	函館市鳥獣被害防止対策協議会
28		林務課	渡島・檜山流域森林・林業活性化センター
29		市場課	函館市水産物地方卸売市場自治会
30	土木部	新外環状道路整備推進室	北海道縦貫自動車道建設促進道南地方期成会
31			高規格幹線道路函館・江差自動車道早期建設促進期成会
32			函館広域幹線道路整備促進期成会
33		維持課	北海道雪対策協議会
34	都市建設部	街づくり推進課・都市計画課	函館圏広域都市計画協議会
35	港湾空港部	港湾空港振興課	函館空港振興協議会
36			函館空港定期航空路線活性化事業実行委員会
37			函館港利用促進協議会
38			函館港湾振興会
39			海の日を祝う会
40	戸井支所	市民福祉課	戸井地区町会連合会
41			戸井地区コミュニティ運動推進協議会
42			函館市交通安全指導員会戸井支部
43			函館中央交通安全協会戸井支部

	部局名	課名	取扱団体名	
44	恵山支所	市民福祉課	恵山地区女性団体連絡協議会	
45			函館市連合遺族会恵山地区遺族会	
46			函館市交通安全指導員会恵山支部	
47			函館中央交通安全協会恵山支部	
48		産業建設課	恵山つつじまつり実行委員会	
49	榎法華支所	市民福祉課	函館市町会連合会東部地区協議会	
50			榎法華地区町会連合会	
51	南茅部支所	市民福祉課	函館市交通安全指導員会南茅部支部	
52			南茅部町内会連絡協議会	
53		産業建設課	南かやべひろめ舟祭り実行委員会	
54	消防本部	庶務課	全国消防長会北海道支部道西地区協議会	
55			一般財団法人全国消防協会北海道地区支部道西支部	
56			函館市消防音楽隊後援会	
57			北海道消防協会渡島地方支部	
58		予防課	函館消防安全協会	
59	教育委員会 生涯学習部	戸井教育事務所	戸井ゲートボール協会	
60			戸井スポーツ振興会	
61			道南駅伝競走大会実行委員会	
62		恵山教育事務所	函館市恵山子ども会育成連絡協議会	
63		南茅部教育事務所	函館市南茅部沿岸漁業大学	
64		生涯学習文化課	函館市成人祭祝賀行事実行委員会	
65			「平和の日」函館の集い実行委員会	
66		スポーツ振興課	函館ハーフマラソン大会実行委員会	
67		文化財課	全国遺跡環境整備会議実行委員会	
68			北海道市町村文化財保存整備協議会	
69			函館市伝統的建造物群保存会	
70		博物館	道南ブロック博物館施設等連絡協議会	
71		学校教育部	市立函館高等学校	市立函館高等学校柳星同窓会
72				市立函館高等学校生徒会
73	市立函館高等学校PTA			
74	はこだて幼稚園		函館市立はこだて幼稚園父母と先生の会	
75			函館市立はこだて幼稚園父の会	
76		函館市立はこだて幼稚園母の会		
77		戸井幼稚園	戸井幼稚園父母と先生の会	
78	企業局管理部	総務課	日本水道協会北海道地方支部道西地区協議会	
79			日本水道協会北海道地方支部常設事務委員会	
80			北海道地方下水道協会道西地区支部	
81			北海道地方下水道協会事務委員会	
82			函館湾流域下水道事業促進協議会	
83	上下水道部	温泉課	湯川温泉泉源保護会	
84	病院局管理部	庶務課	函館市病院局厚生会	